

令和7年

第13回 農業委員会総会（月例会）議案

令和7年11月7日

前橋市農業委員会

令和7年 第13回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年11月7日 午後1時57分
- ・閉会日時 令和7年11月7日 午後3時13分
- ・開催場所 議会庁舎3階303会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一	21番 小林 要
22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	24番 猪岡 正一	

・欠席委員（1人）

18番 伊藤 晴夫

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也	副参事 井草 依早子	局長補佐 高山 幸治	係長 山田 正史
副主幹 望月 優至	副主幹 田部井 絢子	主任 田中 惇也	主事 山崎 佑香

・農政課

課長補佐 深澤 直純

・付議事件

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第57号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）  
議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第60号 公売農地の買受適格証明願いについて（耕作目的）  
議案第61号 現況証明の交付について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）農地転用等の意見聴取の結果について
- （5）農業委員・農地利用最適化推進委員 令和8年度改選について

事務局長

それでは、これより令和7年第13回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長  
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。

本日の欠席通告者は、18番 伊藤 晴夫委員の1名であります。従いまして在任委員24名、中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。なお、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。

議 長

それでは、令和7年第13回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。7番 関 けい子委員、8番 横室 辰雄委員、をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いいたします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹  
議 長

◇(説明)

なお、整理番号4番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査副班長  
(8番委員)

ご報告いたします。整理番号3条の4番、売買、新規就農です。

現地・面接調査案内図は、1ページから11ページです。申請地は、市立木瀬中学校から東約30mに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図(航空写真)は10ページをご覧ください。面接には、申請者本人が来られました。申請人は申請地から約2.5kmのところに住居し、申請地までは、車で15分程だそうです。申請に至った経緯としては、数年前から養蚕に興味を持ち、現在、ぐんま養蚕学校及び養蚕農家にて学習しており、独立して農業経営を行うため、申請地を取得し自分の畑で桑を栽培し、養蚕を行いたいと考え申請したとのことです。一部には綿を作付けする計画です。農業従事者は、申請人のみとのこと。機械はトラクター1台をリース予定で、管理機1台、刈払機1台、噴霧器1台を購入予定です。申請地は、購入後、土づくりを行い、来年の春には桑、綿の栽培を始めるとのことです。桑は、2～3年目までは、収穫ができませんが、その後は、蚕の餌とし、繭による収入を確保します。蚕は、自宅の一室で飼育するとのこと。数が多くなったらハウスでの飼育を検討したいとのこと。綿は1年目から収穫、農産物直売所で販売し収入が期待できます。繭づくりができる4年目には、JA、(うすい製糸)への繭の出荷や生糸の出荷で年間250万円ほどの売り上げを見込んでいるそうです。

周辺農地の農薬の散布については、周囲にソルゴーを植えるなどして対策したい、周囲の農家と共存できるよう考えてやっていきたいとのことでした。

調査班としましては、営農意欲もあり、販売先の確保や将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

9 番委員 田部井副主幹	整理番号3番は神奈川県から移住か、通いでしょうか。 隣接する宅地を購入し、移住します。
9 番委員 田部井副主幹 議 長	整理番号4番は蚕を自宅で飼育することのだが、桑の葉の運搬はどうするのか。 軽トラックで何度も往復して運ぶそうです。 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇(挙 手) 全員賛成でありますので、議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から12番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第57号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹 議 長	◇(説 明) 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇ 議 長	◇(意見、質問等なし) ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇ 議 長	◇(挙 手) 全員賛成でありますので、議案第57号 農地法の規定による許可後の計画変更申請 第5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定します。
議 長	次に、議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から6番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
山崎主事 議 長	◇(説 明) なお、整理番号4番、5番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査副班長 (8番委員)	ご報告いたします。整理番号4条の4番、5番、営農型太陽光発電施設の一時転用期間3年経過後の3年間の更新手続きです。現地・面接調査案内図は、12ページから63ページです。 申請地は、県立前橋東高等学校から北西約650mに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図は14ページをご覧ください。申請地には、柿、ミョウガとミカンなどの果樹が作付けされており、下部農地が営農計画どおりに利用されていることが確認できましたが、若干本数が増やせる余地があること、もう少し管理を行ってほしいと感じたことから、事務局から申請人に農業委員の意見として連絡していただくようお願いし、連絡した旨の報告を受けています。 調査班としては、農地全体に作付けを行っており、管理も適度にされていることから、許可相当と判断いたします。
議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
11番委員	整理番号4番、5番、経済産業省のIDを見ると平成26年になっているが、営農型太陽光をいつからやっているのか経過を教えてください。
山崎主事	4番は平成31年から3回目の更新、5番は平成28年から4回目の更新です。
15番委員	整理番号4番、5番、営農型太陽光だが、農業を主にやっていない。販売などしていないのですが、よろしいのでしょうか。
山崎主事 議 長	安定して収穫できれば販売いたします。 他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。

整理番号2番を保留とし、整理番号6番については、文書指導を条件として、整理番号1番、3番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議長

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第58号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号2番を保留とし、整理番号6番については、文書指導を条件として、整理番号1番、3番から6番を許可とすることに決定いたします。

議長

次に、議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から21番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

議長

◇(説明)

なお、整理番号7番、8番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査副班長

(8番委員)

ご報告いたします。整理番号5条の7番、売買、貸露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、64ページから70ページです。申請地は、県立前橋高等学校の南約130mに位置し、北側、西側は道路、南側は水路、東側は農地に囲まれた上毛電鉄片貝駅から300m以内に位置する第3種農地です。現地案内図は67ページをご覧ください。面接には申請人及び代理人行政書士が来られました。申請人は、申請地の近隣で、医療法人の理事及び院長として整形外科医院を営んでいます。既存の駐車場が令和8年で契約期間満了を迎え、返却しなければならないため、また、既存の駐車場では来院者が駐車できない事案が発生していたことから、それらの問題を解決したく十分な広さをもった駐車場用地を探していたところ、申請地を譲ってもらえることになったため申請するものです。

1日の来院者数ですが、少なくとも100人以上、多い時では、150人ほどになるとのことです。申請地は申請人が取得し、整形外科医院に貸し出す予定です。申請地には、来院者用27台、職員用20台、医院所有者3台分を確保することです。土地の造成ですが、申請地は田で道路より一段低いため、道路の高さに合わせて整地し、全体的に砕石敷きにします。東側農地と南側水路との境界には擁壁を設置します。雨水排水は、自然浸透とします。境界の確定は、今後、必要に応じて行うとのこと。フェンスについては、安全のため設置を検討したいとのこと。調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

ご報告いたします。整理番号5条の8番、賃貸借、露天駐車場の申請です。現地・面接調査案内図は、71ページから79ページです。申請地は、市立山王小学校から南約800mに位置し、北側は宅地、西側は水路、南側は農地、東側は宅地と道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は74ページをご覧ください。面接には申請法人の代表者及び代理人の行政書士が来られました。申請法人は、伊勢崎市に本社を有し、新車の販売店として11店舗を経営しており、従業員は、200名で、年間の売上額は、100億円とのこと。3社の統合により、販売ノルマが増加したことにより、各店舗の新車置場の不足が見込まれるため、駐車場用地を探していたとのこと。

申請地は、敷地面積、形状が適しているうえ、幹線道路にも近く、各店舗から近いので利便性が良いので、申請地を譲り受け、露天駐車場用地として利用したく申請するものです。申請地には、新車80台分の保管場所を確保し、入り口付近は、キャリアカーの車載場所及び転回スペースとして利用します。土地の造成ですが、道路の高さに合わせて整地し、全体的に砕石敷きにします。雨水排水は、自然浸透とします。境界は確定済みです。入り口には12mの門扉を設け、周囲には1.5m～2mのフェンスを設置します。外灯の設置は予定していないとのこと。調査班としましては、駐車場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

議 長	以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
9 番委員	整理番号 7 番について、返却する既存の駐車場の台数は何台ですか。
望月副主幹	2 か所で 23 台と 5 台の計 28 台です。
15 番委員	整理番号 7 番について、医院から離れているが問題ないか。
望月副主幹	除外を経ている案件ですが、特に問題ないと聞いております。
議 長	他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番を保留とし、整理番号 2 番から 21 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 59 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番を保留とし、整理番号 2 番から 21 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	次に、議案第 60 号 公売農地の買受適格証明願 耕作目的について、整理番号 1 番から 6 番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇ (説 明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇ (意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号 1 番から 6 番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 60 号 公売農地の買受適格証明願 耕作目的について、整理番号 1 番から 6 番を適格とすることに決定いたします。
議 長	なお、当該願出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願の内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。
議 長	次に、議案第 61 号 現況証明の交付について審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
田部井副主幹	◇ (説 明)
議 長	なお、整理番号 1 番については、現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
調査副班長 (8 番委員)	現況証明 (法施行前) のご報告をいたします。整理番号 1 番の申請です。現地・面接調査案内図は、80 ページから 85 ページです。申請地は、前橋市立白川小学校から南西約 1.5 km に位置します。現地案内図は 81 ページをご覧ください。申請理由は、法務局への地目変更登記申請のためです。調査班としましては、建物の状況を確認し、昭和初期に建てられた物と判断し、交付相当といたしました。
議 長	以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。
◇◇◇	◇ (意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。現況証明書の交付について、交付に賛成の方の挙手をお願いします。
◇◇◇	◇ (挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第 61 号 現況証明書の交付について、交付することに決定いたします。
議 長	次に、協議事項 (1) 営農型太陽光発電施設の発電事業者に対する文書指導について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇ (説 明)

議 長

なお、特別調査班により現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長  
(13番委員)

報告いたします。10月31日特別調査班により現地調査を行いました。(農地の特定を防ぐために以下農地A、B、C表記にしてあります)

粕川町深津農地A、粕川町深津農地Bは一時転用期間を一年とし、営農の改善を求めてきましたが、農地も荒れ、一向に改善された様子は見られませんでした。柿を植える計画ですが準備もされていませんでした。

粕川町新屋農地A、粕川町稲里農地Aについてですが、粕川町新屋農地Aは比較的管理されているようでしたが、8割を満たす柿の本数17本に対し、9本しか植えてありませんでした。又、粕川町稲里農地Aは30本と本数に関しては十分な数が植えてありました。

粕川町稲里農地Bは29本植える予定ですが、穴だけ18か所開けられていましたが、1本も植えてなく、農地の管理もされていませんでした。

粕川町深津農地Cは草もひどく、全く管理もされていませんでした。下部で営農されている様子もありませんでした。

粕川町稲里農地C、粕川町稲里農地Dは比較的管理されていました。下部の柿も24本必要なところ、23本植えてあり、木もだいぶ成長していました。

5か所8筆を調査した結果、粕川町稲里Aと粕川町稲里Cについては、やや単収8割を満たす本数となっておりますが、しっかり収入に結びつけていただくには植えただけでなく、その後の剪定等農地としてしっかり管理していただきたいと思っております。

その後も含めて特別調査班としては営農状況の是正について文書指導を行っていくこととしたいと考えております。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

16番委員  
望月副主幹  
16番委員

他の市での営農状況を教えてください。

他市では太田、桐生で営農型をやっています。販売するまでには至っていません。

とても悪質だと思います。他市と協議して厳しい対応をお願いいたします。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。営農型太陽光発電施設の発電事業者に対する文書指導について、承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、協議事項(1)営農型太陽光発電施設の発電事業者に対する文書指導について、承認とすることに決定いたします。

次に、21ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(3)までの内容は、

(1) 法第4条の届出書の受理状況	4件
(2) 法第5条の届出書の受理状況	19件
(3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況	5件

議 長

また、報告事項(4)は、第12回総会において許可とした、法第5条の農地転用3件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

続いて、報告事項(5)農業委員・農地利用最適化推進委員 令和8年度改選について事務局から報告をお願いします。

井草副参事  
深澤補佐  
議長

◇ (説明)

◇ (説明)

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。